

事故処理基準

平成18年 5月 1日 制定

平成18年10月 1日 一部改正 平成20年11月18日 一部改正

平成22年 2月25日 一部改正 平成24年 7月15日 一部改正

平成29年 4月 1日 一部改正 平成29年 7月 1日 一部改正

平成29年10月 1日 一部改正 平成29年11月 1日 一部改正

平成31年 1月 1日 一部改正 平成31年 1月16日 一部改正

壱岐・対馬フェリー株式会社

第 1 章 総 則

第 2 章 事故等発生時の通報

第 3 章 事故の処理等

第1章 総 則

(目的)

第1条 この基準は、「安全管理規程」に基づき、所属船舶の運航中に係る事故等の処理に関し、「安全管理規程」の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは所属船舶の運航中における(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(5)の事態（以下「インシデント」という。）をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故（以下「人身事故」という。）
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 強取（乗っ取り）、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外においては所属船舶に係る事故に準用するものとする。

第2章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者又は副運航管理に報告する場合は速報を旨とし、「地震防災応急対策基準」第6条別表の「情報の収集及び伝達系統図」を活用し、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

- 2 船長の海上保安官署等への連絡は、初動時は「118番」による。以後、別表の「官公署及び医療機関連絡表」により最寄りの海上保安官署等に行うものとする。
- 3 運航管理者又は副運航管理は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話（FAXを含む）又は口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害にまで及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種の事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した「報告様式（FAX用紙）」を船舶及び各事務所に備え置くものとする。
- 4 非常連絡は、原則として、次表の非常連絡系統図によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる

(非常事態連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ①船名、②日時、③場所、④事故等の種類、⑤死傷者の有無、⑥救助の要否、
⑦当時の気象、海象

(2) 事故等の態様による事項

	事故等の種類	連絡事項
a	衝突	① 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ② 船体、機器、車両の損傷状況 ③ 浸水の有無（あるときはd項） ④ 流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置） ⑤ 自力航行の可否 ⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、（用）船主、船長名（できれば住所、連絡先）－船舶衝突の場合 ⑦ 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）－船舶衝突の場合

	事故等の種類	連絡事項
b	乗揚げ	① 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路・速力、海底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） ② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮、波浪の影響 ④ 船体・機器、車両の損傷状況 ⑤ 浸水の有無（あるときはd項） ⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦ 流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置）
c	火災	① 出火場所及び火災の状況 ② 出火原因 ③ 船体、機器、車両の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ⑤ 消火の見通し
d	浸水	① 浸水箇所及び浸水の原因 ② 浸水量及びその増減の程度 ③ 船体、機器、車両の損傷状況 ④ 浸水防止作業の状況 ⑤ 船体に及ぼす風浪の影響 ⑥ 浸水防止の見通し ⑦ 流出油の有無（あるときは、その程度及び防除措置）
e	強取、殺人 傷害、暴行 等の不法行為	① 事件の種類 ② 事件発生の端緒及び経緯 ③ 被害者の氏名、被害状況等 ④ 被疑者の人数、氏名等 ⑤ 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥ 措置状況
f	人身事故 （行方不明 を除く）	① 事故の発生状況 ② 死傷者数又は疾病者数 ③ 発生原因 ④ 負傷又は疾病の程度 ⑤ 応急手当の状況 ⑥ 緊急下船の必要の有無

g	旅客、乗組員等の行方不明	① 行方不明が判明した日時及び場所 ② 行方不明の日時、場所及び理由（推定） ③ 行方不明者の氏名等 ④ 行方不明者の遺留品等
h	その他の事故	① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置状況
I	インシデント	① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況

第3章 事故の処理等

（船長のとるべき措置）

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体、車両の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

（運航管理者又は副運航管理のとるべき措置）

第7条 運航管理者又は副運航管理は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者又は副運航管理は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第4条の「非常連絡」に従って関係者に通報しなければならない。

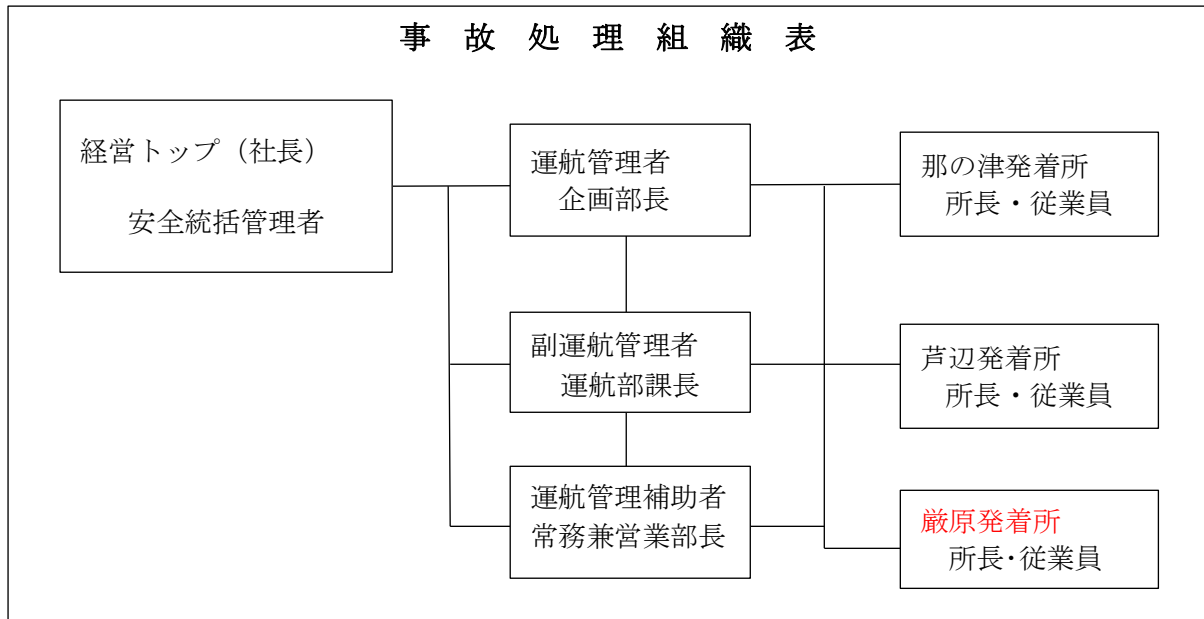
3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者又は副運航管理がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 海上保安官署への救助要請
- (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舍の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(事故処理組織)

第8条 事故処理の組織、編成及び職務は次表のとおりとする。

(1) 事故処理組織表



(2) 職務

要 員	職 務
経営トップ 安全統括管理者	総指揮者
運航管理者	総指揮補佐者
救難対策班 副運航管理者 運航部課長 本部従業員	①事故の実態の把握並びに救援に必要な情報の収集、分析及び整理に関する事 ②避難計画の立案及び実施に関する事 ③船長への連絡及び指示に関する事 ④関係機関への手配及び連絡に関する事 ⑤その他救難に必要な事項に関する事
旅客対策班 運航管理補助者 本部従業員	①旅客名簿の作成に関する事 ②被災者の身元の確認及び被災者の名簿の作成に関する事 ③被災者の近親者への事故の発生通知に関する事 ④死傷者に対する応急措置及び救護に関する事 ⑤被災者及び被災者の近親者の世話に関する事 ⑥欠航便の旅客処理に関する事 ⑦運賃の払い戻しに関する事 ⑧旅客に係る補償に関する事 ⑨その他旅客対策に関する事
貨物対策班 那の津発着所所長 那の津発着所従業員	①車輜、貨物、手小荷物及び郵便物のリストの作成に関する事 ②車輜、貨物、手小荷物及び郵便物の損傷及び紛失の状況の把握に関する事 ③車輜、貨物、手小荷物及び郵便物の引き渡しに関する事 ④車輜、貨物、手小荷物等に係る補償に関する事 ⑤その他貨物対策に関する事
広報対策班 副運航管理者 運航部課長	①各種情報の収集及び整理並びに事故対策関係者への情報の伝達に関する事 ②被災者の近親者等への事故情報の提供に関する事

本部主任	③報道関係者への事故情報の提供及び便宜供与に関する事 ④その他事故に係る広報に関する事
庶務対策班 各発券所所長 班員 従業員	①被災者の近親者への連絡及び世話、救援関係物資の調達・補給、 その他庶務に関する事 ②対策本部編成に関する社内への周知及び本部の設営に関する事 ③見舞い及び弔意に関する事 ④本部の経理に関する事 ⑤本部要員の健康管理に関する事 ⑥その他庶務に関する事

（医療救護の連絡等）

第9条 船長及び運航管理者又は副運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表「官公署及び医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

（現場の保存）

第10条 船長及び運航管理者又は副運航管理者は、事故の処理後、関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故原因の調査を行うとともに、事件の捜査対象となる場所及び物品の保全に努めなければならない。

（事故調査委員会）

第11条 事故調査委員会の組織及び編成は、原則として次のとおりとする。

事 故 調 査 委 員 会

委 員 長	経営トップ（安全統括管理者）
副 委 員 長	運航管理者
委 員	副運航管理者及び運航管理補助者 関係発着所所長・支店長 その他の関係者

附 則

1 平成18年 5月 1日 制 定	
2 平成18年10月 1日 一部改正	3 平成20年11月18日 一部改正
4 平成22年 2月25日 一部改正	5 平成24年 7月15日 一部改正
6 平成29年 4月 1日 一部改正	7 平成29年10月 1日 一部改正
8 平成29年11月 1日 一部改正	9 平成31年 1月 1日 一部改正
10 平成31年 1月16日 一部改正	

別表（事故処理基準第4条、第6条関係）

官公署及び医療機関連絡表

1 官公署

組 織 名	官 公 署	電 話 番 号
国土交通省	九州運輸局 総務部	0 9 2 - 4 7 2 - 2 3 1 2
	九州運輸局 海事振興部	0 9 2 - 4 7 2 - 3 1 5 5
	九州運輸局 海上安全環境部	0 9 2 - 4 7 2 - 3 1 7 3
	〃 運航労務監理官	0 9 2 - 4 7 2 - 3 1 8 1
	〃 運航労務監理官携帯	0 9 0 - 8 2 2 9 8 3 0 7
	九州運輸局 門司港庁舎	0 9 3 - 3 2 2 - 2 7 0 0
	〃 佐世保海事事務所	0 9 5 6 - 3 1 - 6 1 6 5
	〃 事故担当労務官携帯	0 9 0 - 8 2 2 9 8 3 0 7
	〃 検査長携帯	0 8 0 - 2 7 5 2 1 8 3 0
	佐賀運輸支局	0 9 5 5 - 7 2 - 3 0 0 9
海上保安庁	第七管区海上保安本部	0 9 3 - 3 2 1 - 2 9 3 1
	福岡海上保安部	0 9 2 - 2 8 1 - 5 8 6 6
	門司海上保安部	0 9 3 - 3 2 1 - 3 2 1 5
	対馬海上保安部	0 9 2 0 - 5 2 - 0 6 4 0
	対馬航行援助センター	0 9 2 0 - 5 2 - 0 6 4 3
	唐津海上保安部	0 9 5 5 - 7 4 - 4 3 2 1
	壱岐海上保安署	0 9 2 0 - 4 7 - 0 5 0 8
	関門海上交通センター	0 9 3 - 3 8 1 - 6 6 9 9
	佐世保海上保安部	0 9 5 6 - 3 1 - 4 8 4 2
	唐津海上保安部	0 9 5 5 - 7 4 - 4 3 2 3
	第六管区海上保安部	0 8 2 - 2 5 1 - 5 1 1 1
	徳山海上保安部	0 8 3 4 - 2 7 - 5 1 7 7
	鹿児島海上保安部	0 9 9 - 2 2 2 - 6 6 8 0
	萩海上保安署	0 8 3 8 - 2 2 - 4 9 9 9
	那覇海上保安部	0 9 8 - 9 5 1 - 0 1 1 8
	奄美海上保安部	0 9 9 7 - 5 2 - 5 8 1 1
気象庁	福岡管区气象台	0 9 2 - 7 2 5 - 3 6 0 0
	海洋担当	0 9 2 - 7 2 5 - 3 6 1 3
防衛庁	陸上自衛隊 福岡駐屯地	0 9 2 - 5 9 1 - 1 0 2 0
	陸上自衛隊 対馬駐屯地	0 9 2 0 - 5 2 - 0 7 9 1
	海上自衛隊 佐世保地方総監部	0 9 5 6 - 2 3 - 7 1 1 1
	海上自衛隊 壱岐警備所	0 9 2 0 - 4 2 - 0 1 6 7
	海上自衛隊 対馬防備隊本部	0 9 2 0 - 5 4 - 2 2 0 9
	航空自衛隊 春日基地	0 9 2 - 5 8 1 - 4 0 3 1

警察・消防	福岡県警察本部	0 9 2－6 4 1－4 1 4 1
	博多臨港警察署	0 9 2－2 8 2－0 1 1 0
	唐津警察署	0 9 5 5－7 2－2 1 0 1
	杵岐警察署	0 9 2 0－4 7－0 1 1 0
	対馬北警察署	0 9 2 0－8 4－2 1 1 0
	対馬南警察署	0 9 2 0－5 2－0 1 1 0
	福岡市消防局	0 9 2－7 2 5－6 6 0 0
	福岡市消防本部代表	0 9 2－2 9 1－5 1 8 2
	博多消防署	0 9 2－6 5 1－1 1 1 1
	唐津市消防署	0 9 5 5－7 2－4 1 4 6
	杵岐市消防本部	0 9 2 0－4 5－3 0 3 7
	対馬市消防本部	0 9 2 0－5 2－0 1 1 9
	萩市消防本部	0 8 3 8－2 5－2 7 7 2
	那覇消防局	0 9 8 8－6 7－0 1 1 9
	奄美市名瀬消防署	0 9 9 7－5 2－0 1 0 0
	佐世保警察署	0 9 5 6－2 3－0 1 1 0
	新上五島警察署	0 9 5 9－4 2－0 1 1 0
	周南(徳山)警察署	0 8 3 4－2 1－0 1 1 0
	佐世保西消防署宇久出張所	0 9 5 9－4 2－0 1 1 9
	佐世保西消防署小値賀出張所	0 9 5 9－4 3－3 1 1 9
	新上五島消防署	0 9 5 9－4 2－0 1 1 9
	周南西消防署	0 8 3 4－6 1－3 1 3 0
	平戸消防署	0 9 5 0－2 7－1 1 2 6
	鹿児島警察署	0 9 9－2 0 6－0 1 1 0
	鹿児島市消防本部	0 9 9－2 2 2－0 1 1 9
	萩警察署	0 8 3 8－2 6－0 1 1 0
	那覇警察署	0 9 8－8 3 6－0 1 1 0
	奄美警察署	0 9 9 7－5 3－0 1 1 0
自治体	福岡県庁	0 9 2－7 1 1－4 1 1 1
	福岡市役所	0 9 2－2 8 2－7 1 0 0
	福岡市港湾局	0 9 2－2 7 1－1 1 9 1
	唐津市役所	0 9 5 5－7 2－9 1 1 1
	杵岐市役所	0 9 2 0－4 8－1 1 1 1
	対馬市役所	0 9 2 0－5 2－1 2 1 1
	佐世保市役所（地域政策課）	0 9 5 6－2 4－1 1 1 1
	平戸市役所	0 9 5 0－2 2－4 1 1 1
	宇久行政センター	0 9 5 9－5 7－3 1 1 1
	新上五島町役場	0 9 5 9－5 3－1 1 1 1
	小値賀町役場	0 9 5 9－5 6－3 1 1 1
	萩市役所	0 8 3 8－2 5－3 1 3 1

2 医療機関

地 区	医 療 機 関 名	電 話 番 号
福岡地区	済生会福岡総合病院	0 9 2 - 7 7 1 - 8 1 5 1
	福岡大学病院救命救急センター	0 9 2 - 8 0 1 - 1 0 1 1
	福岡逋信病院	0 9 2 - 7 4 1 - 8 4 5 2
	九州大学医学部附属病院	0 9 2 - 6 4 1 - 1 1 5 1
	福岡赤十字病院	0 9 2 - 5 2 1 - 1 2 1 1
	福岡市民病院	0 9 2 - 6 3 2 - 1 1 1 1
	九州中央病院	0 9 2 - 5 4 1 - 4 9 3 6
	原三信病院	0 9 2 - 2 9 1 - 3 4 3 4
	九州医療センター	0 9 2 - 8 5 2 - 0 7 0 0
	九州ガンセンター	0 9 2 - 5 4 1 - 3 2 3 1
	千鳥橋病院	0 9 2 - 6 4 1 - 2 7 6 1
	福岡記念病院	0 9 2 - 8 2 1 - 4 7 3 1
	国家公務員共済浜の町病院	0 9 2 - 7 2 1 - 0 8 3 1
	福岡輝栄会病院	0 9 2 - 6 8 1 - 3 1 1 5
	しのぎきクリニック	0 9 2 - 5 2 4 - 3 2 8 1
	対馬病院	0 9 2 0 - 5 4 - 7 1 1 1
	平戸市民病院	0 9 5 0 - 2 8 - 1 1 1 3
	宇久診療所	0 9 5 9 - 5 7 - 3 2 3 2
	上五島病院	0 9 5 9 - 5 2 - 3 0 0 0
	小値賀診療所	0 9 5 9 - 5 6 - 4 0 0 0
	徳山中央病院	0 8 3 4 - 2 8 - 4 4 1 1
唐津地区	済生会唐津病院	0 9 5 5 - 7 3 - 3 1 7 5
	唐津第一病院	0 9 5 5 - 7 2 - 1 2 1 2
杵岐地区	杵岐市民病院（総合）	0 9 2 0 - 4 7 - 1 1 3 1
	品川病院（総合）	0 9 2 0 - 4 7 - 0 1 2 1
	赤木病院（総合）	0 9 2 0 - 4 7 - 0 0 8 6
対馬地区	対馬いづはら病院（総合）	0 9 2 0 - 5 2 - 1 9 1 0
	中対馬病院（総合）	0 9 2 0 - 5 4 - 2 0 2 4
	上対馬病院（総合）	0 9 2 0 - 8 6 - 4 3 2 1
平戸地区	平戸市民病院	0 9 5 0 - 2 8 - 1 1 1 3
宇久地区	宇久診療所	0 9 5 9 - 5 7 - 3 2 3 2
上五島地区	上五島病院	0 9 5 9 - 5 2 - 3 0 0 0
小値賀地区	小値賀診療所	0 9 5 9 - 5 6 - 4 0 0 0
鹿児島地区	済生会川内病院	0 9 9 6 - 2 3 - 5 2 2 1
山口地区	萩市民病院	0 8 3 8 - 2 5 - 1 2 3 5